

勝楽寺墓地使用規則

(目的)

第一条 本規定は、宗教法人勝楽寺が運営する墓地(以下、「墓地」という。)使用及び管理に関し必要な事項を定め、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする。

(墓地の使用)

第二条 使用者は、契約書に記載された墓地の区画(以下、「墓所」という。)を、契約成立後、第八条又は第九条の規定により契約が解除されない限り、継続して使用する権利を有する。

- 2 使用者は、墓地における祭祀方法について当寺院の宗旨に従わなければならない。
- 3 使用者は、当寺院に届け出て、墓所内に専門家による工事で墳墓を設置し、使用者の親族および縁故者の焼骨を埋蔵することができる。
- 4 使用者は、納骨に際し各市町村の発行する埋葬許可証を添えて、当寺院に届け出なければならない。
- 5 使用者は、墳墓の設置、焼骨の埋蔵その他墓地本来の使用目的以外の目的のために墓所を使用してはならない。
- 6 使用者は、当寺院の承諾を得ずに墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させてはならない。

(使用料)

第三条 使用者は、墓地使用契約時に使用料300万円を支払わなければならない。その支払方法は、当寺院が別に定める規定によるものとする。

(墓地の管理責任)

第四条 墓所の清掃、除草等については、当該墓所の使用者がその責任を負う。

- 2 墓地の環境整備その他の管理(墓所の清掃、除草等を除く。)については、当寺院がその責任を負う。
- 3 墓所が、自然災害等の不可抗力による事故及び第三者によって生じた事故又は盗難等について、当寺院に責任はないものとする。
- 4 使用者は、その責に帰すべき事由により墓地内の付帯設備等を損傷したときは、自己の責任と負担で同等のものを復元しなければならない。

(管理料)

第五条 当寺院は、前条第二項に要する費用に充てるため、使用者に対して年間5,000円の管理料を請求するものとし、使用者はこれを支払わなければならない。その支払方法は、当寺院が別に定める規定によるものとする。

- 2 当寺院は物価の変動等により、当該時点における管理料によって前項に規定する費用を賄うことができなくなったとき、又はその確実な見込みが生じたときは、必要かつ相当と認められている範囲内において、管理料を改定することができる。この場合において、当寺院は、改定後の額及び改定の具体的な理由を明記して、使用者に対し、事前に書面により通知するものとする。

(使用者の地位の承継)

第六条 使用者の死亡により、使用者の祭祀承継者がその地位を承継して墓所の使用を継続する場合には、当該祭祀承継者は、速やかに別記様式による墓地使用地位承継届出書に住民票の写しを添えて当寺院に届け出を行うものとする。

- 2 使用者の祭祀承継者が墓所の使用を承継しない場合には、書面をもって当寺院にその旨を届け出るものとする。

(使用者による契約の解除)

第七条 使用者は、書面をもっていつでも契約を解除することができる。

- 2 前項の場合においては、使用者はすでに支払った使用料及び管理料の返還を請求することはできない。ただし、墓所に焼骨を埋蔵していない場合において、契約成立後3年以内に契約を解除する場合に限り、当寺院は、当該使用料の5割に相当する額を返還するものとする。

(当寺院による契約の解除)

第八条 当寺院は、使用者が使用料を支払わなかつたときは、書面をもって、契約を解除することができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一つ以上に該当する場合には、当寺院は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときには、書面をもって契約を解除することができる。
 - 一 3年間管理料を支払わなかつた場合
 - 二 使用者が死亡した日から1カ年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき
 - 三 第二条第五項に規定する使用の目的に違反して墓所を使用した場合
 - 四 第二条第六項の規定に違反して墓所を使用する権利を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用させた場合
 - 五 使用者が、当寺院の包括法人である宗門以外の宗旨に改宗した場合
 - 六 その他、本規則に反した行為及び当寺院や他の使用者に迷惑を及ぼす行為があった場合

(契約の終了及びこれに伴う措置)

第九条 契約は、第七条及び第八条の規定により契約が解除された場合終了する。

- 2 契約が終了したときは、使用者であつた者又はその祭祀承継者(以下、「元使用者等」という。)は、速やかに墓所内に設置された墓石等を撤去し、墓所内に埋蔵された焼骨を引き取るものとする。
- 3 元使用者等が前項に定める義務を履行しない場合において、契約終了後3年を経過した場合には、当寺院は、墓石等を処分し、及び法令の規定による改葬手続を経て埋蔵された焼骨を舍利堂に移すことができる。
- 4 前項の場合においては、当寺院はその実費を元使用者等に請求することができる。
- 5 使用者の所在が不明で連絡が取れなくなった場合には、法令の規定による改葬手続を経て埋蔵された焼骨を舍利堂に移し、墓所内に設置された墓石等を撤去処分する事ができる。
- 6 契約の終了した墓所について、当寺院は新たな第三者と使用契約を結ぶことができる。この場合、元使用者等は、当寺院に対し異議を申立てることはできない。

(規則の改定)

第十条 関連法律・条令等の改正があつた場合、本規則を改定する事がある。

- 2 本規則の改定には当寺院役員会の議決を要する。